

## 第5章 環境を守り育てる人としくみ づくり・ネットワークづくり

### 第1節 環境学習の推進

#### 1 現況と課題

持続可能な社会を築いていくためには、私たち一人ひとりが、環境や環境問題に対する豊かな感受性と関心を育て、さらに、環境問題の現状やその原因について知識として理解するだけでなく、実際の行動に結び付けていく能力、すなわち、問題を発見し、問題の根本原因を把握し、解決のための方法を見出し、必要な技能を身に付け、多くの人と協力して問題を解決する力を育むことが大切です。

県では、「千葉県環境学習基本方針」（平成4年3月策定、19年9月改定）を定めて、持続可能な社会に向けて自ら進んで行動する人づくりを目指し環境学習を進めてきました。

この基本方針では、県や市町村ばかりでなく住民、学校、NPO、地域団体、事業者など地域の様々な主体が、それぞれの特徴を活かしながら相互に連携・協働して、地域社会全体で環境学習を推進していくことが求められています。

特に、地球温暖化防止など人類全体で取り組んでいかなければならない環境問題と私たちの日常生活や経済活動との関係について理解を進めることが必要です。

また、現在の環境問題は、資源・エネルギー、経済、食料、人口など様々な課題が複雑に関連していることから、問題の背景や原因を多面的・総合的にとらえ、どのように解決していくのかを考えることが重要です。

さらに、様々な課題を自らの問題としてとらえ行動する人づくりにつなげていくためには、地域における環境保全活動を活かした環境学習を進めていかなければなりません。

#### (1) 環境学習の必要性

高度経済成長期以降、急激な工業化と都市化が進む中で、私たちは様々な環境問題に遭遇してき

ました。事業活動に起因する大気汚染や水質汚濁などの公害問題については、法律や条例、協定の規制・指導により大きく改善されました。また、自動車の排ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁など、都市・生活型の環境問題は、自動車の規制や下水道の整備等により改善されつつあります。

一方、生活様式の変化や生活が豊かになったことにより私たちの消費生活は拡大しましたが、その反面、廃棄物の増加をもたらしました。環境に対するモラルやマナーの欠如によって引き起こされる、ごみのポイ捨てなど、身近な問題も後を絶ちません。

さらには、開発に伴う自然環境の喪失、林業の衰退による山林の荒廃、農村の高齢化等による耕作放棄地の増加、産業廃棄物の不法投棄などの問題にも直面しています。

また、私たち人間活動の拡大による地球の温暖化が急速に進んでいます。世界各地で氷河の後退、熱波、干ばつ、洪水など異常な気象現象や生態系への影響が問題となっています。

私たちは、途上国における貧困や人口問題などとも無縁ではありません。大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、膨大な資源とエネルギーを必要としますが、それらの開発・乱用に伴って、世界各地で自然の消失・破壊が進み、地域社会の荒廃を招き、さらには貧困などの問題を引き起こしています。

一方で、このような環境問題を解決するための世界的な取組が推進され、意識や関心が高まってきています。

一人ひとりの環境保全活動への取組や各主体の協働による取組を推進することにより、環境問題を解決し、持続可能な社会の創造に向かうことができます。

そのためには、誰もが、学校・家庭・地域・職場など様々な場で、環境問題を理解し、自ら進んで環境を守るために行動する人づくりが重要です。そこで、その基盤となる環境学習を積極的に推進していくことが必要です。

## (2) 千葉県環境学習の取組と課題

平成4年3月に策定した「千葉県環境学習基本方針」では、県民が自主的に学習活動を実践していくことを目標に、「機会づくり、教材づくり、指導者づくり、拠点づくり」など総合的な取組を進めてきました。

特に学校教育においては、教員への環境教育研修の実施や、指導資料集などを作成し、各学校の「総合的な学習の時間」を中心に、地域の特性に応じた環境教育の推進を図ってきました。

このような取組により県民の環境への関心は高まり、環境保全活動の輪が着実に広がっています。

国においては、15年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が、16年9月には「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が制定されました。

さらに、23年6月、協働取組の推進を法目的に追加した改正法「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が制定されました。

また、世界においては、17年から「国連持続可能な開発のための教育の10年」(DESD)などが推進されています。

## (3) 千葉県環境学習基本方針

19年9月に県民参加により、新しい千葉県環境学習基本方針を策定しました。

県ではこの方針を、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」第8条（地方自治体は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針等を作成・公表するように努める）に基づく方針として、また、「千葉県環境基本条例」第9条に基づく「千葉県環境基本計画」及び条例第18条（環境の保全に関する学習の推進）を踏まえて、環境学習の推進を図っていく上での基本的な考えとその方向を定めたものとして位置付けました。

### ア 基本方針がめざすもの

基本方針は、「持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身に付け、主体的に行動できる人づくり」を目指します。

## イ 環境学習推進にあたっての視点

### (ア) みんなが連携・協働し地域社会全体で取り組む

住民、学校、NPO、地域団体、事業者、行政など地域の様々な主体が、それぞれの特徴を活かし、相互に連携・協働して、地域社会全体で環境学習に取り組むことが必要です。

### (イ) 地球温暖化防止に取り組む

地球温暖化は、私たちの日常生活や経済活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が原因である可能性が非常に高いものであり、私たちのライフスタイルを、温室効果ガスの排出の少ないものに変えていかなければなりません。

このことを理解し、地球温暖化防止にどのように取り組んだらよいかを学び、行動することが重要です。

### (ウ) 生物多様性の保全に取り組む

私たち人間は、生物の一員として他の生物との関わりの中で生きています。環境学習により、いのちのつながりを学び、生物多様性を保全し、自然と共生する持続可能な社会を築くことが大切です。

### (エ) 生涯にわたる学習活動として取り組む

環境学習は、国籍、人種、障害のあるなしにかかわらず、幼児から高齢者までの幅広い年齢層を通じて継続的に行われることが必要です。

また、それぞれの成長段階に応じた目的と学習内容に重点を置いて進めることが大切です。

### (オ) 地域の環境保全活動から学ぶ

環境問題を解決するためには、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから行動することが大切です。

地域で取り組んでいる環境保全活動を活かした環境学習を進めることが、一人ひとりが環境問題を身近なものとして考え、環境問題を自ら解決する人づくりにつながります。

### (カ) 環境問題を多面的・総合的にとらえる

地球温暖化、生物多様性などの環境問題は、大気、水、自然などの環境のみならず、資源・

エネルギー、経済、食料、貧困、人口、生産と消費、戦争と平和、先進国と途上国など、様々な要素が複雑に関連し合っていることから、その背景や原因を多面的・総合的にとらえ、どのように解決したらよいかを考えることが必要です。

## ウ 環境学習推進の施策

各主体の取組が効果的に行われ、地域社会全体の取組へと広げていくため、それぞれの役割や特性を活かした環境学習に取り組むとともに、お互いの立場を尊重したパートナーシップの下で、連携・協働し、次の取組を進めます。

- ① 人材の育成と活用
- ② 情報の提供
- ③ プログラム・教材の開発
- ④ 拠点の連携と場の活用
- ⑤ 機会の提供
- ⑥ 調査研究
- ⑦ 県の率先取組

## エ 推進体制

県民、学校、事業者、行政など環境学習に取り組む各主体による連携・協働した環境学習を推進するため、各主体で構成する「ちば環境学習ネットワーク会議」(以下「ネットワーク会議」という。)を設置しました。

このネットワーク会議では、環境学習の情報収集や情報共有のシステムづくり、指導者養成、プログラム・教材づくり、場づくりなどについて検討を行い、実施計画を策定しています。

また、県知事部局及び教育庁の環境学習に関連する庁内各課で構成する「千葉県環境学習推進連絡会議」などを通じて緊密に連携・協力し、環境学習の総合的・効果的な推進に努めます。

## オ 財政的基盤の整備

本県においては、地域に根ざした環境保全に関する事業を展開する資金を安定的に確保するため、平成元年度末に、「千葉県地域環境保全基金」を設置しました。環境学習を推進していく上でこの基金を有効に利用していきます。

また、ふるさと千葉の自然を守るとともに、

里山や沼の失われた自然を再生し、未来へ伝える活動を支援するため、14年2月に創設された「ちば環境再生基金」を活用するほか、民間の環境関連基金や資金等を積極的に活用していきます。

## 2 県の施策展開

### (1) 生涯学習としての取組

本県では、「千葉県環境学習基本方針」に基づき、世代や経験に対応して、次のような事業を展開しています。

#### ア 人材の育成と活用

##### (ア) 環境学習指導者養成講座の開催

環境について幅広い視点を持った環境保全活動・環境学習の指導者を養成することを目的に、知識を身に付けるための一方的な講義形式の講座ではなく、参加体験型の講座を取り入れ、自らの体験から学んでいく参加者主体の講座として、環境学習指導者養成講座を開催しています。養成する指導者のレベル等を考慮し、「導入コース」、「発展コース」、「教員コース」の3コースを設定、実施しています。

##### ○環境学習指導者養成講座「導入コース」

地域における環境保全活動の担い手を養成することを目的に、受講生が自ら活動するきっかけとなるよう、環境保全活動の実践者による講義や体験を通じた講座を開講し、23年度は15名の参加を得ました。

##### ○環境学習指導者養成講座「発展コース」

環境学習の指導者としての資質と気づきを引き出す技能を身に付けた、地域における環境学習の指導者の養成を目的に、体験活動を通じた指導方法や環境学習プログラムづくり等についての講座を開講し、23年度は26名の参加を得ました。

##### ○環境学習指導者養成講座「教員コース」

教員の環境学習指導技能の向上を目的に、参加体験型プログラムの体験を通じ、児童・生徒の理解を深めさせる学習プログラムづくりについての講座を開講し、23年度は16名の参加を得ました。

なお、本コースは、県教育委員会の協力を得て、千葉県総合教育センターを会場に開催しまし

た。

### (イ) 環境学習指導技能向上講座の開催

環境学習の指導者を対象に、人に伝える力、自らの気づきを引き出す力を身に付けるとともに、地球温暖化や生物多様性など環境に関する新しい知識を得るための講座を開講し、23年度は、23名の参加を得ました。

なお、本講座は、環境学習指導者養成講座の上位講座として、体系的に連続する講座と位置付けています。

### (ウ) 環境学習アドバイザーの派遣

市町村・住民団体等が実施する環境に関する学習会・講座などに、講師として環境学習アドバイザーを派遣する制度で、講師への謝礼は県が負担します。

アドバイザーの分野は、地球環境、自然・動植物、大気・水環境、ゴミ・リサイクル、環境学習全般に分かれています。

23年度は、アドバイザー18名で40回の派遣を行い、受講生は、1,411名となりました。

### イ 情報の提供

県民が環境学習に関する情報をいつでも、どこでもインターネットを通じて入手できるよう、情報の収集・提供を行いました。

この情報提供は、教育庁の生涯学習情報提供システム(通称「ちばりすネット」)により行っています。

また、県ホームページもリニューアルし、環境学習関連情報を提供しています。

今後も随時、情報収集やデータ整備を行い、内容を拡充していきます。

### ウ プログラム・教材の開発

「環境問題や環境にやさしい暮らしの方法を説明した、分かりやすい教材の整備」を目標に、これまで、環境学習ガイドブック、環境学習用ビデオライブラリー、貸出用環境学習キット、小学校5年生向け環境学習用副読本「環境とわたしたち」、「干潟で学ぶ『たいけんカード集』」等を作成してきました。

これまで作成してきた教材については、県

ホームページ上で公開しているほか、環境研究センターにて貸出を行っています。

### エ 拠点の連携と場の活用(環境研究センターの取組)

環境研究センターは「千葉県環境学習基本方針」に基づく環境学習拠点施設に位置付けられており、展示・図書・視聴覚コーナー等を備える学習施設を研究施設に併設しています。

環境学習施設は、環境問題に係る展示のほか、各種企画展示や体験型学習、民間団体等の交流が行える施設となっています。

環境研究センターでは環境学習施設を中心に、環境学習に関するニーズに合った情報の提供と、これまで培った環境に係る研究成果の還元を目的に以下の事業を行っています。

### (ア) 公開講座の開催

環境研究センターでは、県民の方々とのパートナーシップの確立を目指し、多くの県民の方々が、様々な環境に関するテーマを受講できるように、原則として毎月1回公開講座を開催しています。23年度は12回開催、参加者数628名の参加を得ました。

図表 5-1-1 公開講座開催状況(23年度)

No.	開催月	テーマ
1	5月	ダイオキシン、放射能測定棟などのセンター施設見学会
2	6月	ふれてみよう房総の地質環境
3	7月	いすみ環境と文化の里での親子自然観察会
4	8月	東京ガス袖ヶ浦工場見学、燃料電池体験
5	8月	親子リサイクル工作教室
6	10月	バスを利用した房総の地下水等の地質環境学習
7	11月	バスを利用した、飯岡風力発電所(旭市)とヤマサ醤油工場(銚子市)の見学
8	12月	「水質簡易分析学習」市民の手で行える水質調査の基本操作と結果の読み方
9	1月	「千葉県の環境放射能調査 ～正しく心配するために～」
10	2月	親子リサイクル工作教室冬版
11	2月	「2011年東北地方太平洋沖地震時の県内の液状化ー流動化現象とこれまでわかっているその発生メカニズム」
12	3月	1. 窒素酸化物と30年 2. 印旛沼・手賀沼の水環境



### (イ) 啓発冊子の発行

環境研究センターで行っている事業や最近の環境問題等を分かりやすく解説した「センターニュース」を23年度は年間4回発行しました。

また、大気環境に関する啓発冊子として、「アサガオで知る光化学オキシダント」を発行しました。

図表 5-1-2 センターニュース発行状況(23年度)

No.	特集記事
第20号 (7月20日発行)	東京湾の赤潮プランクトンとその出現状況
第21号 (10月31日発行)	房総半島でみられた2011年東北地方太平洋沖地震およびその余震による液化化・流動化現象について
第22号 (2月24日発行)	環境研究センターにおける環境放射能測定について
第23号 (3月31日発行)	節電と地球温暖化問題

### (ウ) 企画展の開催

23年度には企画展3回を開催しました。「みんなどこかで印旛沼につながっている」は、千葉市きぼーる1階アトリウムのほか、印旛沼流域の佐倉市立中央公民館で開催しました。佐倉市での展示期間中、佐倉印旛沼ネットワークの会の会員による展示解説が行われました。

「市原の里山・緑を守る森人たち」は国際森林年に合わせて、NPO 法人ちば里山センター、市原市と共催し、市原市内で活動している10市民団体の活動を紹介しました。市原市主催のイベント会場を含め6か所で展示しました。

「千葉県環境放射能と液化化・流動化現象—千葉県環境研究センターの取り組み—」は東日本大震災が発生して1年になることから、これらの事象について、正確な情報に基づき正しく理解していただくために、これまでの調査研究の成果を展示しました。

図表 5-1-3 企画展開催状況(23年度)

期間	タイトル
6月1日～7月22日、7月25日～29日、8月2日～12日、8月16日～9月2日、	みんなどこかで印旛沼につながっている
10月8日、15日、18日～28日、11月1日～7日、11月12日～13日、12月2日～3日	市原の里山・緑を守る森人たち
3月12日～23日、3月26日～30日	千葉県の環境放射能と液化化・流動化現象—千葉県環境研究センターの取り組み—

### (エ) 環境学習施設の利用

環境学習施設において環境に関する分かりやすい情報の提供を行っています。

また、希望に応じて環境学習や施設見学を受け入れています。23年度においては、小学校3、中学校1、高等学校1、大学2、教員研修4、市民団体10、事業者6、その他4団体を受け入れ、利用者数は計1905人となりました。

### (オ) 環境情報の提供

環境関連の書籍やビデオ、環境白書等の市町村情報等を収集、整備し、ビデオ、CD、DVDについては希望により貸出を行っています。

書籍は、国・県関係 551冊、市町村関係 138冊、一般出版物 1539冊 雑誌 3427冊など 計 5655冊、DVDは 21タイトル、CDは 66タイトル、啓発用パネルは 49枚を所蔵しています。

### (カ) 一般公開

環境月間、科学技術週間の関連行事として、公開講座及び環境研究センターの研究施設の一般公開を行いました。

### (キ) ホームページによる情報の提供

「大気汚染による植物被害」、「空気と水の汚れを調べよう」など環境学習に関する情報を環境研究センターホームページにおいて提供しています。

## (ク) 講師等の派遣

より多くの啓発機会を提供するため、各種機関が実施する多数の研修会、講習会等へ講師として職員を派遣しています。

また、小中学校等への出前授業も行っています。

図表 5-1-4 環境研究センター啓発関係総括(23年度)

項目	実績数
センター来館者数	1,905名
公開講座参加者数	682名
受入研修生	国内10名 海外26名
センターホームページアクセス数	31,210回
蔵書数	1,908冊
DVD・CD数(貸出用)	81タイトル・117本
パネル(貸出用)	49種類49枚

## オ 機会の提供

### (ア) 県民環境講座の開催

環境や環境問題の現状について理解を深めてもらい、今後の自主的な活動につなげてもらうことを目的に、講演会を中心とした一般県民向けの環境学習講座を8年度から開催しています。

23年度は県内で3回講座を開催し、237名の参加を得ました。

### (イ) 文化財探検隊

23年度、市川市、市原市、君津市において、地域の自然と文化を体験する「文化財探検隊」を実施しました。

## (2) 学校教育としての取組

千葉県の学校においては、従来から、児童・生徒の発達段階に応じて、各教科や総合的な学習の時間等の中で、自然と人との関わりや環境を保全することの大切さなどを指導しています。

地域の清掃活動、エコキャップ回収活動や節電等の取組は、学校種にかかわらず多くの学校で実施されています。

### ア 小中学校での取組

20～21年に改訂された学習指導要領により、各学校において「環境に関わる内容の一層の充実」が図られ、各教科や総合的な学習の時間、

特別活動等において、横断的・総合的な取組が行われています。

環境問題に対する認識を深める体験的な学習を取り入れた教育活動(浄水場や清掃工場の見学、植栽活動等)を展開している学校も少なくありません。また、総合的な学習の時間を中心に、自分たちの住んでいる地域について、環境問題と関連させた学習を通して環境保全の意識の高揚を図る取組も多く見られます。

### ア 高等学校での取組

高等学校においても、各教科(公民科・理科・家庭科など)や総合的な学習の時間で、環境に関わる学習活動が展開されています。このほか「環境学」等の環境に関する学校設定科目を教育課程に位置付け、環境教育の推進を図っている学校(沼南高校)や校内のビオトープを整備して積極的に教育活動に取り入れている学校(船橋芝山高校)もあります。

## (3) パートナーシップの構築に向けて

### ア 地域に根ざした環境学習

環境問題は日々の暮らしと深い関わりがあることから、住民、学校、NPO、地域団体、事業者、行政など地域の様々な主体が、それぞれの役割や特性を活かして取り組むことが必要です。さらに、地域社会全体の取組へと広げていくためには、お互いの立場を尊重したパートナーシップの下で、連携・協働することが必要です。

県は、関係する各主体と連携・協働し、環境学習の取組を推進しています。

その一つとして、各主体から構成する「ちば環境学習ネットワーク会議」があります。(前述 1 現況と課題 (3) 千葉県環境学習基本方針エ 推進体制)

### イ こどもエコクラブへの支援

こどもエコクラブ事業では、子どもたちの将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子どもたちが、地域の中

で仲間と一緒に主体的に、地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取組・活動を展開することが期待されます。

千葉県の\***こどもエコクラブ**の登録状況は、24年3月末現在、83クラブ 2,683人であり、様々な活動を行っています。

本県では、こどもエコクラブの活動を支援するため、千葉県版情報誌「こどもエコネットちば」を発行し、関係者全員に配布しています。

また、毎年、こども環境会議を開催し、各クラブの活動を紹介するとともに、クラブ間相互の交流を図っています。23年度は、2月25日に習志野市のモリシアホールで開催し、6団体の活動事例発表がありました。

企業の中には、こどもエコクラブの活動を積極的に支援する動きもあり、子どもたちの環境保全活動を通じて、市民・企業・行政の連携による活動の輪の広がりも期待されます。

#### ウ 市民・NPO・企業・行政の連携

本県では、「環境シンポジウム千葉会議」や「エコメッセ in ちば」（環境活動見本市）を市民、企業、行政のパートナーシップによる実行委員会形式で開催し、より良い「環境づくり」を目指しており、その概要は次のとおりです。

##### （ア）環境シンポジウム千葉会議の開催

「環境シンポジウム千葉会議」は、市民・大学・企業・行政の連携・協力の下、環境学習と環境保全活動を推進することを目的に、7年度から開催されています。このシンポジウムの分科会から、「地球温暖化防止」や「ごみ問題」に対する市民の自主的なネットワークが生まれています。

##### （イ）エコメッセちばの開催

市民・企業・行政などが、環境問題解決のための目標と方法をともに考え、それぞれの役割を果たし、連携して行動するとともに、県民一人ひとりが自分たちのできることから環境問題解決のための行動を起こす契機とすることを目的とした環境見本市を、8年度から開催しており、23年度は約12,000人の参加を得ました。

本県では、これからも、こうした活動を通じて、市民・NPO・企業・大学・行政などのパートナーシップによる環境保全活動を展開するとともに、県民一人ひとりに環境学習の環を広げ、持続可能な社会づくりに向けて、問題解決力を身に付け主体的に行動できる人づくりを目指します。

### 3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
県が主催する環境学習への参加者数	16,841人 (17年度)	22,775人 (23年度)	17,000人以上 (毎年度)

#### 《評価》

23年度は目標を達成しており、今後とも目標の達成に努める。

県が主催する環境学習への参加者数について、21年度から、体験型環境講座及びこども環境講座の事業は終了していますが、基準年比で23年度は、5,934人増加しました。

環境学習に関する事業は、その趣旨が浸透し、参加者数が増加していると考えられます。

講座等名	17年度 (基準年度)	20年度	21年度	22年度	23年度
環境学習アドバイザー派遣事業	3,598	6,746	4,174	3,764	1,411
県民環境講座	255	265	401	456	237
空に親しむ啓発事業	537	381	300	223	175
水生生物による水質調査	637	600	548	507	414
手賀沼親水広場を活用した水環境学習講座	483	2,405	5,845	5,071	4,430
自然観察会	877	1,063	964	820	781
探鳥会	83	22	22	36	16
環境研究センターでの啓発事業	329	582	735	682	628
体験型環境講座	77	70	0	0	0
こども環境講座	126	106	0	0	0
こどもエコクラブ登録者数	3,239	3,038	2,455	3,198	2,683
エコメッセ	6,600	9,000	10,100	10,500	12,000
合計	16,841	24,278	25,544	25,257	22,775



## 第2節 環境に配慮した自主的行動と協働の推進

### 1. 現況と課題

現在の環境問題は、人間のあらゆる活動がもたらす環境への負荷が自然の持つ復元能力を上回っていることから生じており、この解決のためには、県民、事業者などあらゆる主体が、日常生活や事業活動において環境への配慮を行うとともに、環境保全のための活動に取り組んでいくことが必要です。

県民を対象に、23年度に行ったアンケート調査によると、環境保全のために日常生活で行っていることでは「節電」など個人に経済的メリットのあるものはよく行われていますが、実際に環境保全活動に参加した経験のある人は、回答者の19.6%に留まっており、環境問題への関心の高さにもかかわらず、実際の活動への参加には、十分結び付いていません。

さらに、県内各地で、様々な環境保全活動が、自治会・PTAなどの地域団体や環境保全を目的とする市民活動団体により、自発的に行われていますが、多くの団体においては、より一層の活動拡大の意欲があっても、活動資金や運営スタッフの不足などにより、なかなか実現できない状況にあります。

事業者においては、環境に関するマネジメントシステムである\*ISO14001・\*エコアクション21の認証取得や\*企業の社会的責任(CSR)として自主的に環境保全活動に取り組むことが求められているものの、コスト削減を最優先する考え方も根強く、また、消費者の理解や評価も十分とは言えない状況があり、そのような取組が事業者全体に広がっているとは言えません。

環境保全に関する取組は、それぞれが独立して行われるのではなく、各々の持つ人材や情報の交流、協働により、一層効果的なものとなることが期待されます。

このため、各主体間のネットワークづくりを進めていくことが重要です。

## 2. 県の施策展開

### (1) 環境配慮の普及と県の率先行動の推進

京都議定書の基準年(1990年)に比べ、2009年では、温室効果ガス部門別排出量のうち、民生(家庭系・事業系)部門の伸び率がそれぞれ39.0%、62.5%と大きくなっており、環境に配慮したライフスタイルやワークスタイルへの転換が求められています。

このため、環境に配慮した事業活動を推進する仕組みとなる環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション21等)の構築を支援するとともに、県自らが率先して、事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組むことにより、地球温暖化防止対策の推進を図っています。

#### ア 環境マネジメントシステムの普及状況

環境マネジメントシステムの国際的な標準規格であるISO14001は、8年に規格が発行されて以来、我が国の認証取得件数は着実に増加しており、(財)日本適合性認定協会のデータによると、24年3月末現在で19,996件となっています。

そのうち、県内の認証取得件数は、497件となっています。

なお、環境マネジメントシステム規格には、ISO14001のほかに、環境省が策定したエコアクション21(県内認証取得件数:24年3月末186件)や、地方自治体、一般社団法人、特定非営利活動法人などが策定したもののうち、全国規模のものとしてエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードがあります。

#### イ 県自らの取組

##### (ア) 千葉県庁エコオフィスプラン

県自らの事務・事業による温室効果ガスの排出削減等に向けた取組を計画的に実行するため、14年8月に「千葉県地球温暖化防止対策実行計画」を策定しました。この計画の期間終了(18年度)に伴い、これまでの実績を踏まえて「千葉県庁エコオフィスプラン～千葉県地球温暖化

防止対策実行計画（第2次）～を策定し、引き続き取組の推進に努めています。

○目標

- ・温室効果ガス削減の目標  
温室効果ガス排出量を12年度（二酸化炭素換算量195,254t）に比べ、22年度までに8%削減する。
- ・項目別の削減目標

項目	目標
電気使用量	電気使用量を5%削減する。
庁舎等燃料使用量	庁舎等における都市ガス、灯油、重油等の燃料使用量を15%削減する。
公用車燃料使用量	公用車燃料（ガソリン及び軽油）の使用量を15%削減する。

○取組の推進と点検・評価

環境マネジメントシステムの推進体制により実施・運用し、システムのPDCAサイクルを基本として点検・評価を行い、計画の推進を図る。

○取組結果

平成22年度における県の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量は、合計で170,663t（二酸化炭素換算）であり、基準年度である平成12年度の排出量より12.6%減少しました。

項目別では、電気の使用量が6.0%減少し、庁舎等燃料使用量が28.9%減少しました。また、公用車燃料は、24.1%減少しました。

**（イ）県の環境マネジメントシステム**

県では、県民や事業者に環境に配慮した自主的な取組を促す立場として、自ら率先して環境マネジメントシステムを構築し、13年4月に運用を開始しました。以来、日常活動や事業活動に伴う環境負荷のより一層の低減に努めるとともに、システムのPDCAサイクルにより継続的改善を図ってきました。運用から10年が経過し、職員の間で環境配慮意識が定着したことから、システムの見直しを進めていますが、今後とも、県自らの活動に伴う環境負荷低減のための取組を推進していきます。

**ウ その他の取組**

上記取組のほか、公共施設でのESCO事業や新エネルギーの率先導入などを行っています。

（P29「新エネルギーの導入促進等」「県自らの率先行動の推進」参照）

**（2）環境保全活動の推進**

**ア 環境月間**

昭和47年6月、スウェーデンのストックホルムで、「かけがえのない地球」をスローガンに国連人間環境会議が開かれ、人間環境を守り良くするための共通の考え方を示した「人間環境宣言」が採択され、地球環境を守るための国際機関の設置が決められました。

これを受けて我が国では環境庁の主唱により昭和48年から、6月5日からの1週間を「環境週間」に、平成3年からは6月を「環境月間」とし、さらに5年には環境基本法により6月5日が「環境の日」と定められました。

**（ア）千葉県環境月間行事の実施**

県では、昭和48年から6月を「千葉県環境月間」としています。この一環として、ポスター、作文、標語の作品を募集し、千葉県環境月間啓発ポスターの作成、啓発を行っています。また、県内各地で開催される環境月間行事を紹介し、環境保全の重要性について県民の理解を求めました。

**（イ）環境功労者の表彰**

環境保全功労者の表彰については、昭和52年度から環境保全のために顕著な功労のあった者を環境保全功労者（千葉県環境賞）として、さらに、昭和56年度からは地域環境保全に顕著な功績のあった者を地域環境功労者知事感謝状被贈呈者としてそれぞれ表彰していましたが、20年度に両表彰制度の見直しを実施し、千葉県環境賞は廃止し、新たに千葉県環境功労者知事感謝状を創設しました。

この表彰は、環境美化又は環境保全に関し顕著な功績のあった者に対し授与されます。

## イ 千葉県環境大使による活動

21年8月6日、アルピニストであり、エベレストや富士山の清掃活動など、世界的に環境保全活動を繰り広げておられる野口健氏に初代千葉県環境大使を委嘱し、様々な環境施策や環境学習の場に参加いただき、精力的に活動していただいています。

### (ア) 環境教室の開催

県が行う環境学習の一環として、野口環境大使による環境教室を開催しました。

環境活動に熱心に取り組んでいる松戸市内の小学校(24年1月)と成田市内の高等学校(24年2月)に、環境大使が訪れ、子ども達と環境活動を行いながら、環境保全の大切さについて意見交換を行いました。

### (イ) 講演会の開催

24年3月に千葉市内において、「富士山から日本を変える～今の社会に求められていることとは～」と題して講演会を開催しました。

当日は、野口環境大使から、自らの清掃登山活動を通して感じた環境保全活動の大切さについてお話しいただきました。

## ウ 各主体との連携の促進

現在の環境問題の多くは、特定の活動により生じるのではなく、人間のあらゆる活動から生じる問題です。

このため、県民、関係団体、事業者、教育機関、市町村、県などあらゆる主体が、環境と人の関わりについて関心を持ち、理解を深め、立場に応じた役割分担のもとで、環境に配慮した行動を自ら考え、自ら取り組んでいくことが求められます。

既に県内各地域で、多くの県民、関係団体、事業者が、環境の保全活動に取り組んでいますが、相互の連携・協働を図り、地域から環境保全活動の輪を広げていくことが必要です。

このため、県では、NPOなどの活動を支援する施策や各主体との協働事業を推進しています。

## (ア) ちば環境再生基金を活用した取組

ふるさと千葉の自然の保全と再生を行うためには、各主体の連携が重要であることから、県民総参加による「ちば環境再生基金」を(一財)千葉県環境財団に設置しています。

基金の事業活動の一つとして、NPOなどが実施する県内での自然環境の保全と再生等の活動を公募し、助成を実施しています。(P189「自然環境の保全と再生の推進」参照)

### (イ) 各主体との協働

県民、企業、関係団体、行政等が連携して、地域から環境保全活動の環を広げていくことが重要であることから、環境シンポジウムやエコメッセを各主体からなる実行委員会形式で開催し、よりよい環境づくりを目指しています。

また、多様な主体の連携・協働の促進にも取り組んでいます。

平成23年度には、地域の多様な主体が連携・協働して地域課題の解決に向けて取り組む「連携・協働による地域課題解決モデル事業」を実施しました。

23年度は全体で13件の事業が実施され、このうち環境分野では、ヤマトミクリの里づくり協議会(八千代市)による里山の保全・再生・活用の仕組みづくりを検討する事業が実施されました。

また、平成22年度からは、NPOと企業が連携して地域活動などに取り組む事例を増やし、地域課題の解決や地域活性化が進むよう、企業とNPOのマッチングの機会を提供する「企業・NPOによるパートナーシップ事業」を実施しています。

23年度は8件の事業が実施され、このうち環境分野では(有)ナチュラルシードネットワークと環境パートナーシップちばの「環境保全型農業の啓発活動」及びMADOショップ千葉花見川店とNPOサポート技術士センターの「地球温暖化に向けた啓発活動の協働実施」(22年度からの継続事業)が実施されました。

そのほか、平成22年度からは、市町村とNP

〇との協働を一層促進するため、市町村とNPOから地域課題を募集し、意見交換会等を行う「市町村とNPOとの連携促進事業」を実施しています。22年度は地域課題の分野を「福祉」と「まちづくり」に限定しましたが、23年度はあらゆる分野から募集したところ、28件の課題提案がありました。そのうち環境分野では、「可燃雑ごみの減量化」「里山自然の再生」「浄化槽からの放流水の改善」「花見川のナガエツルノゲイトウの調査と駆除の検討」の4件が提案され、地域課題についての共通認識を深めるとともに、今後の協働について考える意見交換会を実施しました。

### エ 交流・情報交換の機会の提供

県民、関係団体、事業者、行政機関などの相互理解と連携・協働した環境保全活動の実施を促進するため、環境保全に取り組む多様な主体が集まるイベントを開催するなど、異なる立場の人々が交流し情報を交換できる機会を提供しています。(P180「市民・NPO・企業・行政の連携」参照)

## (3) 環境に配慮した事業活動の促進

### ア 千葉県中小企業振興資金(環境保全資金)融資制度

#### (ア) 概要

県では、中小企業者等が行う環境保全のための取組に対し、必要な資金を融資するとともに、融資を受けた者の負担の軽減を図るために利子の一部を補助しています。

なお、21年度まで実施していた「千葉県中小企業環境保全施設整備資金」について、制度の見直しを図り、22年度から商工労働部の「千葉県中小企業振興資金」に統合し、その中に環境保全資金を創設しました。

24年3月末現在の融資対象、融資条件等は図表5-2-1のとおりです。

図表 5-2-1 融資対象・融資条件等 (24年3月現在)

融資対象	以下の16事業 ・ 公害防止のための事業 ①大気汚染防止 ②水質汚濁防止 ③地質汚染防止 ④地盤沈下防止 ⑤騒音・振動防止 ⑥悪臭防除 ⑦化学物質等汚染防止 ⑧アスベスト対策 ・ 環境負荷低減のための事業 ⑨地球温暖化防止 ⑩環境管理システム認証 ⑪低公害車 ⑫低公害車用燃料供給 ⑬粒子状物質対策 ⑭エコドライブ支援 ⑮容器包装廃棄物再商品化 ⑯敷地緑化
融資条件等	・ 融資限度額 対象経費の90%以内 1 中小企業者等当たり 5,000万円 ・ 融資利率 融資期間により利率が異なる 3年以下 年1.8%、3年超5年以下 年2.0% 5年超7年以下 年2.2%、7年超 年2.4% (24年4月から融資利率が0.1%下がる) ・ 利子補給率 借入後5年間、融資利率の2分の1利子補給 ・ 融資期間 設備資金10年以内 運転資金7年以内(アスベスト対策、土壌汚染対策、建築物の屋上・壁面の緑化に限る) ・ 償還方法 割賦償還(据置期間1年以内)

#### (イ) 利用状況

23年度は太陽光発電設備等4件に対し融資を行い、融資総額は86,100千円でした。(図表5-2-2)

図表 5-2-2 中小企業振興資金(環境保全資金)融資利用状況

(融資額の単位:千円)

年度	区分	汚水処理施設等	低公害車等	地球温暖化防止施設	アスベスト除去工事	計
21	融資件数	2	2	—	—	4
	融資額	60,000	24,936	—	—	84,936
22	融資件数	—	1	—	—	1
	融資額	—	3,200	—	—	3,200
23	融資件数	—	1	3	—	4
	融資額	—	46,500	39,600	—	86,100

※21年度は中小企業環境保全施設整備資金の実績



## イ 環境新技術推進制度（エコ・テク・サポート制度）

### （ア）制度の内容

多様化する環境問題に対応し、本県に適した環境改善対策について、民間の技術を広く活用して環境問題に積極的に取り組むこととして、9年11月に民間企業と共同研究等を進める環境新技術推進制度（エコ・テク・サポート制度）を創設しています。

対象とする環境新技術は、公害防止技術、自然環境の維持回復、地球環境問題に関連する技術であって、実用化の見込みが高いもの、環境負荷が少ないもの、費用対効果が妥当なものであり、県の施策に合致し、本県に適応可能な技術としています。

対象者は民間の事業者であって、事業遂行に必要な技術面、資金面での能力を有するものを対象とし、県は、必要に応じて共同研究及び公開試験の機会の提供を行います。

### （イ）制度の運用

共同研究については、24年3月までに、廃棄物のガス化熔融技術、熔融スラグの石材化技術、畜産堆肥のセメント製造過程での利用技術など7件を実施しました。

公開試験については、光触媒による大気浄化新技術及び手賀沼の水質改善に関する水質浄化技術について実施されています。

## ウ 環境関連産業振興事業

今日の環境問題の克服のためには、環境への負担の少ない持続可能な経済社会を構築する必要があります。

その中で、環境関連産業は、21世紀において大きな成長が見込まれる新規成長分野で、特に雇用面や市場面での著しい成長が期待される産業です。

そこで、本県でも、環境関連産業における新事業創出の促進を図るため、産学官連携や企業間連携による新製品・新技術の研究開発を支援する人材を配置しています。

また、中小企業による新たなビジネスモデルの構築、市場開拓等の支援の一環として、20年度に助成制度（ちば中小企業元気づくり基金事業）を創設し、県内中小企業による環境関連分野の新技術開発等を支援しています。

## （4）環境情報の提供

県では、各主体の環境に配慮した自主的行動と協働を推進するために、ホームページ、環境白書、パンフレット等を通じて、環境に関する情報を分かりやすく提供するよう努めています。

（P196「環境情報の提供」参照）

## 3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合（アンケート調査による）	36.0% (18年度)	19.6% (23年度)	70%以上 (30年度)
ISO14001 またはエコアクション 21 の認証取得事案件数	487 (18年度)	683 (23年度)	1000 (30年度)

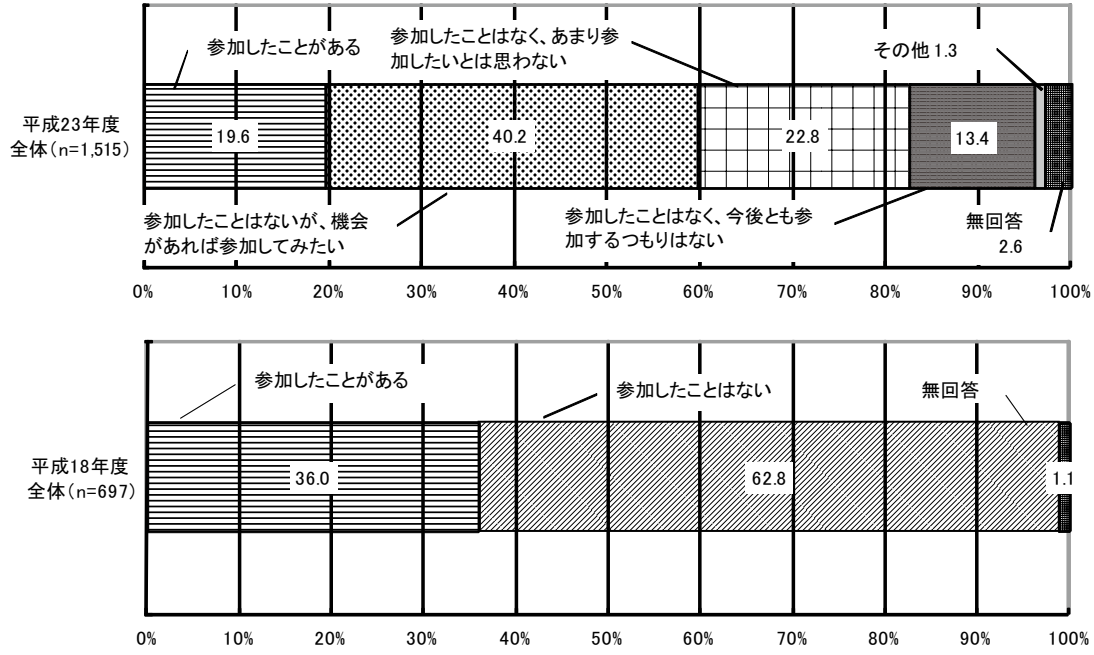
### 《評価》

目標に向けて順調に進捗していない項目があり、目標の達成には今後の更なる施策の推進が必要である。

アンケート調査では、環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合は、19.6%であるのに対し、「参加したことはないが、機会があれば参加してみたい」と回答した県民の割合は、40.2%となっています。このように、環境問題への関心は高いにもかかわらず、これが実際の活動への参加に十分結び付いていないという現状に対して、引き続き、これらの方々の参加を促進するため、環境保全活動の機会や情報の提供を積極的に行っていきます。また、「ISO14001」又は「エコアクション21」の認証取得事案件数は、順調に増加しており、県内事業者の環境保全に対する意識は年々高まっています。



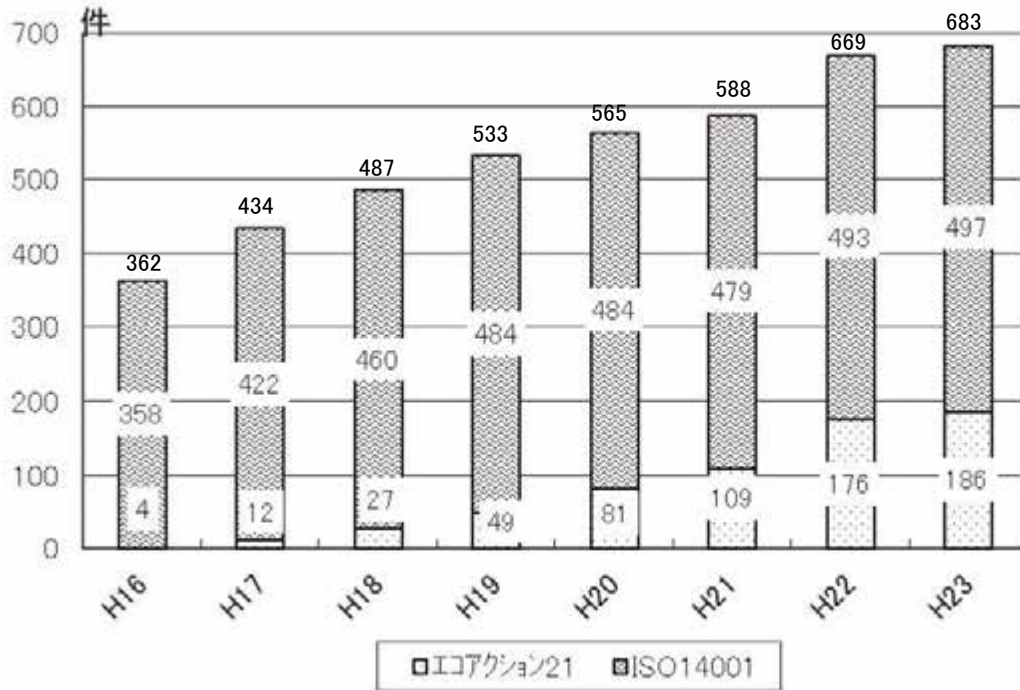
環境保全活動への参加状況アンケート結果



※ H18：環境基本計画策定基礎調査（標本数2,000 回収率34.9%）

H23：県政に関する世論調査（標本数3,000 回収率50.5%）

ISO14001 またはエコアクション 21 の認証取得事業件数



### 第3節 「ちば環境再生基金」の充実と活用

#### 1. 現況と課題

ちば環境再生基金は、「とりもどそう！ふるさとの自然」をスローガンに、千葉県民総参加による基金として14年に設置されました。

県民及び事業者の皆様のご支援により、募金総額は11億円を超える基金に成長し、これまでにNPO環境活動助成事業や負の遺産対策事業などを実施してきました。

しかしながら、基金を利用した活動については、県民に必ずしも認知されているとは言えず、助成事業も時世に合わない点が見られることから見直しを行い、基金の運営については22年度途中から、助成事業については24年度実施分から、各々新体制に移行することとしました。

今後も、ちば環境再生基金を、自然環境の保全・再生などへ活用するため、これまで以上に県民一人ひとりに基金を利用した活動を知ってもらい、さらには県民自身が積極的に「自然環境の保全と再生」や「資源循環型社会の形成」の活動に関わっていく仕組みを、提供していくことが重要です。

図表 5-3-1 「ちば環境再生基金」助成事業の  
年度別助成実績 (単位：千円)

事業名 年度	NPO 環境活動助成 事業	市町村 による 戦略的 自然再生 事業	負の遺産 対策 事業	なのはな エコ プロジェクト	環境再生 に係る普及 啓発等 事業	合計
14	3,504	—	—	215	—	3,719
15	4,424	—	13,179	231	—	17,834
16	2,426	9,186	16,083	421	—	28,116
17	2,209	5,177	10,471	541	—	18,398
18	3,139	6,024	0	580	—	9,743
19	1,656	8,074	0	623	—	10,353
20	1,976	2,566	0	794	—	5,336
21	3,030	2,760	13,781	1,308	3,448	24,327
22	1,900	10,572	15,349	516	2,835	31,172
23	1,189	5,761	14,319	271	3,286	24,826
計	25,453	50,120	83,182	5,500	9,569	173,824

#### 2. 施策の展開

##### (1) ちば環境再生基金の設置と運営

里山などの自然の荒廃、不法投棄などの負の遺産の解消、化石燃料の大量消費による地球温暖化、大量廃棄による廃棄物問題などへの対応を図るために、ふるさとの豊かな環境づくりにともに参加する思いを託せる県民総参加による基金を、(一財)千葉県環境財団に設置しています。

また、基金を適正に運営し、基金による事業を公正かつ適切に実施するために、学識経験者、県民代表、地元経済界などで構成する「ちば環境再生推進委員会」を設置しています。

さらに、推進委員会の中に2つの部会を設置し、主に助成事業に係る審査、検討を行っています。

##### (2) 啓発・募金活動の推進

620万県民が総ぐるみで行う募金活動で基金を造成しています。

募金活動は、企業等への職場募金の呼びかけや、県内各地において環境への関心を高めてもらう広報啓発活動を行いながら実施しています。

23年度における募金額は、369件で、8百万円となっており、基金設置からの募金は24年3月31日現在5,240件で、総額11億8千万円となっています。なお、募金額及び事業費については、各々30年度末までの累計目標額を30億円としています。(図表 5-3-2)

図表 5-3-2 年度別の募金額 (単位：千円)

年度	件数	金額
13	30	2,992
14	422	521,623
15	466	560,463
16	655	7,643
17	602	7,719
18	582	8,380
19	584	26,738
20	573	11,907
21	516	12,491
22	441	11,245
23	369	8,337
合計	5,240	1,179,537

### (3) 資源循環型社会づくりの推進

#### ア なのはな（ヒマワリ）エコプロジェクト

資源循環型社会づくりのモデル事業として、「\*なのはなエコプロジェクト」を主唱しています。

このプロジェクトは、休耕田などに植えた菜の花などの資源作物から植物油を採り、食用油として使用した後、その廃食油を原料として石けんを作るなどの資源循環体験活動を通じて、資源循環型社会づくりなどへの理解を深めてもらうことを目的とし、参加団体に助成（1団体 15 万円を上限、5 年間を限度。）を行っています。

23 年度は、菜の花を活用した取組を行った 2 団体(助成：0 団体)、ヒマワリを活用した取組を行った 8 団体（助成：5 団体）がそれぞれ参加し、種の収穫、搾油、環境学習活動を行いました。

### (4) 自然環境の保全と再生の推進

#### ア 公募による事業助成

県民自らの手で貴重な自然を保全するとともに、「ふるさと千葉の環境」を再生する自発的な活動を支援するため、10 人以上の団体が県内で行う「自然環境の保全、自然環境の再生、体験的環境学習、省資源・リサイクル」の活動に対して公募により助成(事業費の 2 分の 1 以内で、50 万円を上限。)を行っています。23 年度は 4 事業に対して助成しました。

#### イ 市町村による戦略的自然再生事業への助成

市町村が対象地域の位置付けや保全目標を明確にして、地域の住民等と連携を図りながら計画的に実施する自然環境や田園環境の保全・再生の事業へ助成（事業費の 2 分の 1 以内で、1 事業 1,000 万円限度、複数年可。）を行っています。23 年度は 4 事業に対し助成しました。

### (5) 負の遺産対策の推進

#### ア 負の遺産対策への助成

廃棄物の不法投棄などの負の遺産対策については、原因者による撤去を原則としています。

しかし、原因者が特定できない不法投棄や廃棄物処理法の規制以前に処分された廃棄物で、緊急に対策を実施しないと県民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものを対象に、県及び市町村からの申請を受けて、助成を行っており、23 年度は 3 事業（4 自治体）に対し助成を行いました。

## 3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
募金総額 (累計)	11 億 8 百万円 (18 年度末までの累計)	11 億 8 千万円 (23 年度末までの累計)	30 億円 (30 年度末までの累計)
助成事業費 (累計)	8 千万円 (18 年度末までの累計)	1 億 7 千 4 百万円 (23 年度末までの累計)	30 億円 (30 年度末までの累計)

#### 《評価》

募金・啓発活動及び各種助成事業を実施しているが、目標達成に向けては、募金・啓発活動方法のさらなる工夫を図る必要がある。

募金・啓発活動や各種助成事業については、これまで着実な展開を図ってきてはいますが、目標金額とは大きな隔たりがあります。今後、千葉県環境財団と連携して、見直しを行った事業内容等の周知に努めつつ、基金の有効活用を図っていきます。

## 第4節 県域を越えた連携と国際環境協力の促進

### 1. 現況と課題

今日の環境問題は、その要因や影響が広範囲に及ぶものが多くなっており、県の区域を越えた広域的な連携がこれまで以上に必要になっています。

また、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、地球規模の環境問題に対処するためには、国や地域を越えた国際的な協力が不可欠です。

#### (1) 県域を越えた連携

本県の経済活動や県民の暮らしは、他の都道府県と様々なかたちで結び付いています。

このため、環境問題を考えるに当たっても、特に社会的・経済的にも関係の強い首都圏や同じ環境問題を抱える地域などと県域を越えて連携し、広域的に協調した施策を実施していくことが求められます。

特に、首都圏では、広域的な自動車公害対策として、千葉県と東京都・神奈川県・埼玉県が連携して粒子状物質の排出基準に適合しないディーゼル自動車の運行規制を15年10月から一斉に施行し、大きな成果を挙げました。

また、夏・冬のライフスタイルの実践など、九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）共同で地球温暖化防止のキャンペーン等を推進しています。

今後も、このような広域的な施策が効果的に展開されるよう連携を強化していくことが必要です。

#### (2) 国際環境協力

地球環境全体を保全していくためには、国際的な協調の下で問題の解決に取り組んでいかななくてはなりません。

特に環境問題への十分な対応が困難な開発途上国等に対しては、国による技術的、経済的な支援のみでなく、地方からも、その保有する人材や知識、技術等を活用した支援を行うことが求められています。

千葉県では、環境研究センター等での海外からの研修生の受入れや職員の海外派遣、県内NPOと連携した県民主体の環境保全事例の紹介等を通じて、開発途上国の環境保全活動を支援しています。

また、姉妹都市などの海外自治体との国際交流の中でも、環境分野における交流を進めています。

さらに今後は、地球環境の保全と再生に向けて国際協力・国際交流を推進していく中で、国や県のみでなく、市町村、関係団体、事業者など広範な主体と協働していくことが重要になっています。

### 2. 県の施策展開

#### (1) 県域を越えたネットワークによる取組の推進

##### ア 九都県市による取組

九都県市では共同して広域的な課題に取り組むことを目的として、年2回程度首脳会議を開催しています。

環境に係る課題に関しては、首脳会議の下に環境問題対策委員会と廃棄物問題検討委員会を設置し、具体的な調査・検討・協議等を行っています。

環境問題対策委員会では、幹事会、大気保全専門部会、水質改善専門部会、緑化政策専門部会及び地球温暖化対策特別部会を設置し、地球温暖化防止キャンペーン（P27「国や他自治体と連携した啓発」参照）、自動車排ガス対策（P112「条例によるディーゼル自動車排出ガス対策」参照）、東京湾の水質改善や緑の保全・再生への取組等を進めてきました。

廃棄物問題検討委員会では、幹事会、減量化・再資源化部会、適正処理部会を設置し、資源循環型社会の構築を目指して、廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理に関する取組を進めてきました。

両委員会における23年度の主な取組は、図表5-4-1のとおりです。

図表 5-4-1 九都県市による主な取組

主な取組	概要
環境分野における国際協力	JICA が企画する「青年研修事業」と連携し、途上国からの研修生の受け入れを実施。
節電及び地球温暖化防止キャンペーン	東日本大震災の影響による電力供給不足に対応するため、各都県市が節電に率先して取り組むとともに、企業、団体等への節電の取組要請を実施。また、広報やホームページを活用した情報提供を実施。
再生可能エネルギーの導入促進	再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入を促進するため、事業者向け再生可能エネルギーセミナーを開催。
ディーゼル車対策	一都三県の条例によるディーゼル車規制を連携協力しながら取り組むとともに、啓発活動や路上・拠点検査等を実施。
エコドライブの普及	関係機関と連携してエコドライブ実技講習会を開催するとともに、リーフレット等を活用した普及啓発活動を実施。
低公害車の普及	九都県市による低公害車指定制度により、低公害車の指定を行い、ホームページでの情報提供等の普及啓発を実施。
東京湾水質一斉調査	139 機関・団体が参加し、海域、河川など計 820 地点で、溶存酸素量、COD、水温、塩分、流量を調査。
3R 普及促進事業	マイボトルの利用促進、廃テレビリサイクルの普及啓発、使い捨てアメニティグッズ削減促進を実施。
容器包装発生抑制の推進	「容器包装ダイエット宣言」の認知度の向上と参加事業者の拡大を図るため、国内最大の環境展である「エコプロダクツ 2011」に出展。
産業廃棄物路上一斉調査	産廃スクラム 30 と共同した一斉路上調査の実施。

### イ 関東地方知事会議による取組

関東地域及び近隣の 10 都県で構成される関東地方知事会議では、地域が共有する諸問題について、意見交換や調査研究が行われています。

23 年度は、環境問題については野生鳥獣対策をテーマに意見交換を行い、国に対する地域からの要望をとりまとめました。

### (2) 国際的な取組の推進

平成 23 年度は、9 カ国から 40 人の研修生を受け入れ、施設見学や講義等を通じ、本県の大气保全対策、水質保全対策等を紹介しました。

また、JICA 草の根技術協力事業の一環として、ベトナムへ下水道・水環境教育分野の職員を専門家として派遣しました。(図表 5-4-2)

図表 5-4-2 平成 23 年度研修生受入状況等

事業名	事業概要
青年研修事業 (都市環境管理コース)	JICA が実施する左記研修として、九都県市が受入機関となり、アフリカ仏語圏の 6 カ国 13 名の研修生を受け入れ、千葉県においては湖沼水質保全対策の講義・施設見学を担当した。
ハノイ市水環境改善・理解促進事業	JICA 草の根技術協力事業の一環として、ベトナム・ハノイ市へ、7 月に県職員 5 名、船橋市職員 1 名、2 月に県職員 5 名を派遣し、下水処理施設維持管理、水環境教育に係る指導等を行うとともに、ハノイ下水排水公社から研修員 3 名を受け入れ、研修を実施した。
平成 23 年度 EPP 研修「土壌・有害廃棄物管理」マレーシア	JICA が実施する左記研修の一環として、環境研究センターにおいてマレーシアからの研修生 11 名を受け入れ、土壌汚染に関する講義及び施設見学を実施した。
施設見学受け入れ	アジア現代経済研究所の依頼を受け、環境研究センターにおいて中国から研修生 13 名を受け入れ、千葉県の環境放射能測定に関する講義と施設見学を実施した。



### 3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
県と県外の自治体等が連携した環境の保全・再生の取組	近隣都県と連携したディーゼル自動車の運行規制や地球温暖化防止の共同キャンペーン等を実施 (18年度)	九都県市で連携し、再生可能エネルギーの導入促進、運行規制の合同検査などの自動車対策を実施 (23年度)	連携した取組を拡大します (毎年度)
県が受け入れた環境分野での海外からの研修生数	8.6回 89人 (平成14～18年度の間の年平均値)	4回 40人 (23年度)	増加させます (毎年度)

#### 《評価》

目標に向けて順調に進捗していない項目があり、目標の達成には今後の更なる施策の推進が必要である。

今日の環境問題に対処するためには、県域を越えた連携による広域的な施策の展開が必要であることから、九都県市では、太陽熱利用等の再生可能エネルギーの導入を促進する啓発を行いました。

さらに、東日本大震災の影響による電力供給不足に対応するため、例年実施している地球温暖化防止キャンペーンにおける夏・冬のライフスタイルの実践キャンペーンに加え、節電の広報を共同で実施しました。

また、合同でディーゼル車対策に係る一斉検査や、エコドライブの普及啓発を実施しました。

海外からの研修生の受入数については、基準年度より減少しているため、今後、本県の環境分野での国際貢献を積極的にPRしていくことで、相手国からの研修要望を増加させていきます。